

レース時における自転車乗入および伴走について

競漕規則第61条第1項には「競漕委員会の許可なく、レース中、コースに沿ってクルーに伴走してはならない。」と定められており、「競漕委員会および審判長は、前項に違反したクルー関係者および当該クルーに、イエローカードその他の相応のペナルティを科すことができる。」ことになっているが、本大会では安全性確保の見地から以下の特別ルールを守ることを条件に競漕委員会として伴走を許可するのでこのルールを守りたい。なお、ルールに違反した団体については競漕委員会が厳重な処分を行う。

[本大会における特別ルール]

1. 土手下: 徒歩または走りながらの伴走のみ許可する(自転車等の乗り物は禁止)
2. 土手上: **競漕委員会発行のADを持つ自転車(原付は除く)による伴走のみ許可する**
(徒歩または走りながらの伴走は禁止)
3. 自転車による伴走および伴走路走行等のルール(大会開催中を通じて適用される)

(1)主な注意点

- ①伴走路(下図参照)への自転車乗入は**競漕委員会発行のADを所持する自転車**に限るものとする
(自転車伴走は当該レースの出漕団体のみ、各団体2台までとする)
- ②自転車による伴走は自己の責任において行うこと(事故の場合は各自で対応する)
- ③自転車についての安全ルールを遵守すること(前方注意/2人乗りの厳禁/メガフォンなどを持つでの片手走行の厳禁/動画撮影厳禁 など)
- ④とくに、**徒歩、ジョギング中の一般市民や観戦者**などに十分に注意すること
- ⑤レース通過時は伴走自転車を優先すること
(他の自転車や徒歩観戦者は芝生などコースの反対側に出てこれを避ける)
(注)コース北側の一般道路上の伴走は、いかなる場合も禁止する。

(2)その他の注意点

- ①本大会はすべてのレースに伴走車(コーチカー)を運行する。
- ②伴走車の運行に際しては以下について留意願う。
 - ・**自転車は必ず伴走車の後を走行する**(前や横に出での伴走は禁止)
 - ・伴走車には当該レース出漕の各団体原則1名まで乗車できる(大会本部にて申込むこと)
 - ・伴走自転車は伴走路(舗装部分)を走行すること(芝生にはみ出して走行しない)
 - ・500m~1500m付近
レース通過時は伴走自転車を優先とする
スタート方向に向かう自転車や歩行者などは、柵と反対側の芝生部分に出てこれを避ける
 - ・1700m付近~ゴールまでの間は、カラーコーンでセパレートされた伴走用通路(左側)を走行する
- ③混雑緩和のため上記ADの有無にかかわらず駐輪は伴走路付近ではなく観覧席裏などの駐輪場を利用願う

